

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年9月30日 |
| 【会社名】 | ナノキャリア株式会社 |
| 【英訳名】 | NanoCarrier Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 中冨 一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19 |
| 【電話番号】 | 04 - 7169 - 6550 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO兼管理部長 西山 達男 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋三丁目2番2号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3548 - 0217 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO兼管理部長 西山 達男 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 株主割当 1,333,980,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 133,398株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度を採用していません。 |

(注) 1. 平成22年9月30日(木)開催の取締役会の決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|---------------|-------------|
| 株主割当 | 133,398株 | 1,333,980,000 | 666,990,000 |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 133,398株 | 1,333,980,000 | 666,990,000 |

(注) 1. 株主割当の方法によります。平成22年10月26日(火)最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって新株式を割り当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 「発行数」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------------------------|-------------|----------------|
| 10,000 | 5,000 | 1株 | 平成22年12月1日(水)から平成22年12月14日(火)まで | 1株につき10,000 | 平成22年12月21日(火) |

(注) 1. 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込方法は、申込期間内に株式申込証に申込証拠金を添えて、後記、申込取扱場所に申込むものとします。

4. 申込証拠金は、払込期日に新株払込金に振替充当します。

5. 申込証拠金には利息をつけません。

6. 申込期間内までに株式の割当を受ける権利を有する株主が所定の申込をしないときは、当該株主は株式の割当を受ける権利を失い、当該株主への新株式の割当は行いません。失権株式については、募集を打ち切り再募集はいたしません。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 東京中央支店 | 東京都中央区日本橋二丁目1番10号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 東京中央支店 | 東京都中央区日本橋二丁目1番10号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,333,980,000 | 21,800,000 | 1,312,180,000 |

(注) 1. 払込金額の総額及び差引手取概算額は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

本新株式発行により払込まれた金額の総額につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。

「調達する資金の支出予定時期」に記載のとおり、ナノプラチン[®]（NC-6004）とダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用とpH応答性ミセル、たんぱくミセル等を中心とした新規開発パイプライン候補の前臨床試験等の費用の支出予定時期に合わせてそれぞれ資金を充当する予定です。

なお、仮に本件増資が当初予定した金額に満たない場合は、第1優先としてナノプラチン[®]（NC-6004）の臨床試験、第2優先としてダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験に充当予定であります。新規開発パイプライン候補であるpH応答性ミセル、たんぱくミセルの前臨床試験につきましては、増資金額の多寡により、臨機応変に優先順位を考慮して充当していく予定であります。

調達する資金の支出予定時期

今回の調達資金の支出予定時期につきましては、下表のとおり予定しております。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|--------------------------------------|---------|------------|
| ナノプラチン [®] （NC-6004）の臨床試験費用 | 400 | 平成23年8月以降 |
| ダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用 | 220 | 平成23年11月以降 |
| 新規開発パイプライン候補の前臨床試験費用等 | 692 | 平成23年1月以降 |

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 株主割当増資について

当社は、DDS抗がん剤を研究・開発しています。開発中のパイプラインの治験費用に関しまして、種々資金調達手段を検討してまいりましたが、金融機関による間接金融につきましては、当社の長期にわたる研究・開発の先行投資による業績赤字の状況から、借入を行うのは極めて難しい状況にあります。このような状況から、現在の当社が選択できる資金調達手段としましては直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。当社の事業概要・事業戦略を理解していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当先となり得る内外の事業会社を対象に、第三者割当増資や新株予約権付社債、新株予約権等のあらゆる資金調達手段を検討いたしました。

このような環境下で、平成21年9月29日の取締役会でJapan Equity Value, LTD.に対して30,000個の新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の第三者割当を行うことを決議し、割当を行いました。当該新株予約権30,000個が予定通り行使された場合、947百万円の資金調達が可能となるものであります。ところが、その後当社株価が下限行使価額である31,500円（その後、平成22年6月7日付で、実施した第三者割当における新株式発行に伴い、行使価額の調整を行ったことにより、行使価額が31,288円に変更されています。）を上回ることがほとんどなく、割当後本日現在に至るまでに行使された個数は1,500個、金額48,259千円に留まっております。そのため、当該新株予約権発行による資金調達が実行できないことにより、当初の投資計画（2つの主要パイプラインの臨床試験費用と新規開発パイプライン候補の研究開発資金充当）が、当初の予定通り遂行されておられません。

このため、当社は本日平成22年9月30日開催の取締役会におきまして、上記重要課題の解決を図るため、平成22年10月26日付の最終株主名簿に記録された株主の皆様に対し、所定の申込をいただくことにより、その所有株式1株につき1株の割合をもって新株式を割当てる、いわゆる株主割当による新株式の発行を決議いたしました。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日（平成22年6月28日及び平成22年7月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月30日）までの間において、変更その他の事由は生じておりませんが、今回の株主割当増資は、資金運用計画に基づき研究開発中のパイプラインの臨床試験費用を調達するためのものであり、株主割当の結果多くの失権株が発生した場合は、予定していた資金確保が困難となり、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

3．平成22年6月25日開催の第14回定時株主総会の決議事項の内容について

平成22年6月25日に開催した第14回定時株主総会の決議事項の内容及び決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果等につきまして、平成22年6月29日付で、関東財務局長に臨時報告書を提出いたしました。当該臨時報告書に記載した内容は次のとおりであります。

(1) 提出日

平成22年6月29日

(2) 提出理由

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

取締役として、花田博幸を選任する。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 議案 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 賛成率 | 決議結果 |
|-----------|---------|------|--------|-------|------|
| 取締役1名選任の件 | 54,438個 | 368個 | 1,174個 | 93.1% | 可決 |

(注) 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第14期) | 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | (第15期 第1四半期) | 自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日 | 平成22年7月30日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月30日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績並びに第1四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月30日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。